

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	まつどの魅力発信課

契約業者名・住所	株式会社 c o n n e l 東京都中央区日本橋浜町 2－2 8－3 三村ビル 2 階
工事等の名称	「まつどやさしい暮らしラボ」運営等業務委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	委託
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日
契約金額	5,610,000 円
工事等の概要	①ライフプロモーションに関する業務 ②ウェブサイト「まつどライフプロモーション」の管理に関する業務
随意契約の理由	当該事業者は、平成 3 0 年 1 0 月 1 1 日に実施した公募型プロポーザルの選定結果に基づき、平成 3 0 年度に業務を委託した事業者である。 当該事業者は、平成 3 0 度の業務委託において、「まつどやさしい暮らしラボ」の活動方針を提案し、これまでに市民ライター等と良好な関係性を築いてきている。今後のラボの活動をさらに発展させ効率的な運営を維持するためには、本市が取り組む情報共創型プロモーションを深く理解し、この関係性をさらに高めることが重要であり、当該事業者に引き続き活動を円滑にディレクションしてもらうことが必要である。 また、当該事業者はシティプロモーション専用公式 W E B サイト「まつどライフプロモーション」に係る専用 D B サーバー、ドメイン、コンテンツ、市民ライターが記事投稿するための専用プログラムで構築した C M S などを前委託業者である株式会社博報堂アイ・スタジオから平成 3 0 年度に引継ぎ、それをもとに新たなサイト構造とデザインを構築した。そのため、システムの修正・プログラム改修やメンテナンスも含め、

	安定的な運用・保守を継続するためには、現CMSや専用DBサーバーを構築している事業者が発注することが合理的である。 また、利用しやすくデザイン性の高いサイト構成を目的として、マルチデバイスでの利用において同ドメイン・同ページを使用し、画面サイズによって最適化される「レスポンシブWEBデザイン」を導入しているため、この構造とデザイン性を担保するためには、現構造の担保・保守・修正等の作業を遅滞なく遂行できる担当事業者に発注することが望ましい。 従って、同事業者と継続して業務を遂行することが最善かつ適法と思慮されるため、同者を契約相手方として地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とし、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により同社から見積を徴するものとする。
--	--